

これからの薬物乱用防止教育に必要なこと

岐阜県学校薬剤師会 永瀬 文

我が国における薬物乱用防止教育は、第五次薬物乱用防止戦略の目標1に掲げられ、多くの学校で実践されている。その結果は薬物生涯経験率に表れ、他の先進国に比較し非常に落ち着いた状況にある。¹⁾

1) 主要な国の薬物別生涯経験率

国別	調査年	対象年齢	生涯経験率 (%)				
			大麻	覚醒剤	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2009	18-64 歳	25.6	3.7	2.4	3.3	-
フランス	2010	15-64 歳	32.1	1.7	2.4	3.7	-
イタリア	2008	15-64 歳	32.0	3.2	3.0	7.0	-
イギリス	2006	16-59 歳	30.2	11.9	7.5	7.7	-
アメリカ	2010	12 歳以上	41.9	5.1	6.3	14.7	1.6
日本	2011	15-64 歳	1.2	0.4	0.1	0 (誤差内)	0 (誤差内)

※アメリカ、日本はメタンフェタミン、その他の国はアンフェタミンの生涯経験率

出典：日本以外の各国の数値は、EMCDDA（欧州薬物・薬物依存監視センター）資料、HHS（米国保健社会福祉省）資料をもとに作成
日本の数値は、平成23年度厚生労働科学研究「薬物使用に関する全住民調査（2011）」より

2) 全対象の主たる薬物 (N=2262)

	度数	%
覚醒剤	1209	53.4
揮発性溶剤	193	8.5
大麻	81	3.6
コカイン	2	0.1
ヘロイン	3	0.1
MDMA	1	0.0
MDMA 以外の幻覚剤	4	0.2
危険ドラッグ	101	4.5
主たる薬物		
睡眠薬・抗不安薬	384	17.0
鎮痛薬 (処方非オピオイド系)	12	0.5
鎮痛薬 (処方オピオイド系：弱オピオイド含む)	9	0.4
市販薬 (鎮咳薬・感冒薬・鎮痛薬・睡眠薬など)	118	5.2
ADHD 治療薬	4	0.2
その他	15	0.7
多剤	126	5.6

処方薬・医薬品については、治療目的以外の使用（乱用）

出典：国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患実態調査（2016）
国立精神・神経医療研究センター国立研究開発法人 国立精神・神経医療
研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部

一方、「国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 2016」によると、精神科で治療を受けている乱用者が摂取していた薬物は、覚せい剤に次いで医薬品（睡眠薬・抗不安薬：17.0%、市販薬：5.2%、処方鎮痛薬：0.9%計 23.1%）が占めた。²⁾

「薬使用に関する全国住民調査 2017」では、鎮痛薬の常用者が増えており、特に女性で上昇傾向が見られ、これまでで最も高い値となったことが報告されている。²⁾

また、精神保健研究所嶋根卓也氏の「わが国の薬物依存症患者は、法律の規制対象ではないものを好んで乱用しているかのようだ。しかし、法的な違法・合法と、医学的な安全・危険は、全く別物であり、一致するものではない。法的に規制の対象となっていない薬物であっても数多くの患者が精神病院に入院しているという現実をまずは知るべきだと思う。」との発言が（公財）日本学校保健会のホームページに掲載されている。³⁾

高濃度のカフェインを含むエナジードリンク（食品）を医薬品のカフェイン錠剤と併用し死亡した例が報告されているが、カフェインに依存性、耐性があることや、医薬品は用法用量を守らなければなら

ないことが理解されていれば防ぐことができたのではないかと考えられる。食品安全委員会も 2018 年 12 月、2 回にわたって「生活の中の食品安全ーカフェインについて」と題して、食品中のカフェインと医薬品のカフェインの併用について注意を喚起している。本年度、担当学校での薬物乱用防止教室で、エナジードリンクやカフェインの錠剤の摂取について注意するよう話したところ、教職員を含め大きな反響があった。生徒の日常にこれらが入り込んでいることが想像できる。

以上のことから、今後の薬物乱用防止教育は、違法薬物の乱用に限らず医薬品や健康食品についても、適切に使用しなければ乱用につながることを、児童生徒が理解できるよう注意深く行っていくことが求められている。

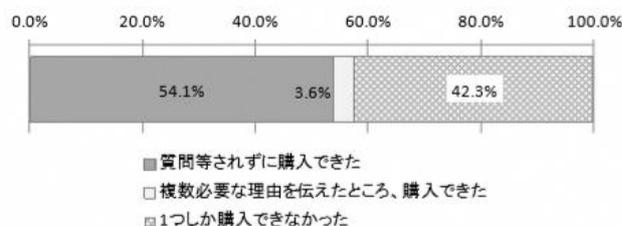
また、「頭がスッキリする」「集中力が高まる」などの効果をうたう「スマートドラッグ」を、受験生に親が与えている例や、女子陸上選手に必要な鉄剤の注射が行われていた例などは、保護者や指導者にも医薬品の正しい使い方の啓発が必要であることを感じさせる。

昨年度厚生労働省の調査結果によると、市販薬（一般用医薬品）を扱うインターネットサイトの 6 割で、乱用の恐れがあるせき止めなどの薬が、不適切な方法で販売されていたことがわかった。医薬品医療機器法施行規則は、乱用の恐れがある医薬品は、原則一度に一つしか購入できないと定める。だが 54.1%のサイトでは、理由などを質問されずに複数購入できた。⁴⁾

- 4) 濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした時の対応（図表Ⅲ-17）
濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入する旨を伝えた（111 件）ところ、54.1%（60 件）において質問等されずに購入できた。

図表Ⅲ-17 複数購入希望時の対応

	件数(件)	構成比(%)
質問等されずに購入できた	60	54.1%
複数必要な理由を伝えたところ、購入できた	4	3.6%
1つしか購入できなかった	47	42.3%
合計	111	100.0%



感冒薬を乱用している子どもを持つ母親から「感冒薬の依存症があることは知らなかった。自分たちと同じ経験をすることのないよう、しっかり子どもたちを教育してほしい。」と言われたことがある。

乱用に陥る人は、自分が他者に認められていないと誤解しがちであり、相談することが苦手な傾向にあるといわれている。身近に危険があることをわかりやすく伝え、相談できる存在でありたいと思っている。

[参考]

- 1) 第五次薬物乱用防止五か年戦略

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168553_00001.html

- 2) 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 研究報告書

<https://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/report/index.html>

- 3) 養護教諭のお仕事 (公) 日本学校保健会

<https://www.gakkohoken.jp/special/archives/category/works>

- 4) 平成 28 年度医薬品販売制度実態把握調査

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000173918.html>